

# 静岡県教育委員会

## 会議録

平成 25 年度 第 17 回定例  
12 月 4 日（水）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 25 年 12 月 4 日に教育委員会第 17 回定例会を招集した。

- |   |           |                      |              |           |
|---|-----------|----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時      | 平成 25 年 12 月 4 日 (水) | 開会           | 9 時 30 分  |
|   |           |                      | 閉会           | 11 時 20 分 |
| 2 | 会 場       | 教育委員会議室              |              |           |
| 3 | 出席者       | 委 員 長                | 加 藤 文 夫      |           |
|   |           | 委員長職務代理者             | 溝 口 紀 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 金 子 容 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 高 橋 尚 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 高 齊 藤 行 雄    |           |
|   |           | 委 員 (教育長)            | 安 倍 徹        |           |
|   | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓              | 教育次長         |           |
|   |           | 杉 本 寿 久              | 事務局参事兼教育総務課長 |           |
|   |           | 鈴 木 啓 之              | 事務局参事兼学校人事課長 |           |
|   |           | 渋谷 浩 史               | 教育政策課長       |           |
|   |           | 奈良間 一 博              | 情報化推進室長      |           |
|   |           | 櫻 井 洋 二              | 人権教育推進室長     |           |
|   |           | 河 野 康 裕              | 財務課長         |           |
|   |           | 杉 山 和 幸              | 福利課長         |           |
|   |           | 輿 水 まゆみ              | 学校教育課長       |           |
|   |           | 羽 田 明 夫              | 小中学校教育室長     |           |
|   |           | 岩 城 明                | 高校教育室長       |           |
|   |           | 渡 邊 浩 喜              | 特別支援教育室長     |           |
|   |           | 小 関 雅 司              | 高校再編整備室長     |           |
|   |           | 山 田 文 子              | 社会教育課長       |           |
|   |           | 土 井 宏 晃              | 文化財保護課長      |           |
|   |           | 松 田 好 道              | スポーツ振興課長     |           |
|   |           | 石 井 宣 明              | 静岡教育事務所長     |           |
|   |           | 橋 本 勝                | 静岡西教育事務所長    |           |
|   |           | 谷 野 純 夫              | 中央図書館長       |           |
|   |           | 三ッ谷 三 善              | 総合教育センター所長   |           |
|   |           | 渡 邊 聡                | 学校人事課人事監     |           |
|   |           | 粉 川 隆 弘              | 教育総務課主幹      |           |

4 その他

(1) 報告事項 1 ~ 4 は了承された。

## 【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の会議録の署名は、高橋委員、斉藤委員に願います。

## 【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。  
報告事項 4 は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは報告事項 4 を非公開とし、非公開案件から審議を始める。

## < 非 > 報告事項 4 平成 26 年度再任用候補者選考の経過及び結果

非公開

## 【会議の公開】

委 員 長： ここで会議を公開とする。

## 報告事項 1 所管法人の新制度移行状況等

委 員 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 所管法人の新制度移行状況等」について杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： < 報告事項についての説明 >

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 公益法人の所管が、教育委員会から知事部局へ移ったということか。過日問題となった全柔連は、所管が文部科学省から内閣府に変わり、それまでは親睦団体のようなものであったが、公益法人となってコンプライアンス遵守や自浄能力が求められたにも関わらず、意識の改革ができずに不祥事になってしまった。全柔連では文部科学省が指導し、内閣府で審査や監査を行った。全柔連は指導をいくらされても動かず、内閣府の勧告ではじめて人事が動いた。教育委員会でも各法人のコンプライアンス遵守意識を高めるような指導をしてほしい。

教育総務課長： 今回の移行に関して、その確認はできているが、今後も継続して知事部局と調整を取りながら進めていきたい。

溝 口 委 員： 報告事項で数値は示されているが、教育委員会の所管の法人には具体的にどのような団体があるのか。解散した団体も含めて、リストを示してほしい。

教育総務課長： リストは別途お渡しするが、例えば学校後援会、報徳社、教育会館、美術館、サッカー協会や体育協会、奨学金関連の山崎財団、タミヤ奨学

会などが教育委員会所管の団体であり、全体の5割強は学校後援会と報徳社が占めていた、というのがこれまでの状況である。

委員 長： それらは解散したのか。

教育総務課長： 解散した団体もあるし、新制度に移行した法人もある。法人となると組織や財産状況など確認されることも多いので、解散を選ぶ団体もあるということである。

委員 長： 新制度では、定期的に監査していくのか。

教育総務課主幹： 公益認定された法人に関しては、公益認定法に基づいて静岡県では3年に1回、立入検査を行う。知事部局の法務文書課（県公益認定等審議会事務局）と調整し、教育委員会教育総務課で足並みを揃えて立入検査に入るといふかたちをとっている。

教育総務課長： その際、指導と助言もしていく。

委員 長： 次回の定例会で、具体的な内訳のリストをいただきたいと思う。他に異議はないか。

全 委 員： （特になし）

委員 長： 報告事項1を了承した。

## 報告事項2 平成25年度全国学力・学習状況調査結果 保護者・教師用一体型リーフレットの配布

委員 長： 報告事項2頁「報告事項2 平成25年度全国学力・学習状況調査結果 保護者・教師用一体型リーフレットの配布」について羽田小中学校教育室長より説明願う。

小中学校教育室長： <報告事項についての説明>

学校教育課長： <報告事項についての追加説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

斉藤委員： 学校教育課長から説明のあった、学校教育課・総合教育センター連名の資料も御家庭に配布するのか。

学校教育課長： この資料は、校内研修等で活用することを目的としており、教員へ配布されるものである。

斉藤委員： この資料は一般家庭には難解であると感じるが、先生を対象としたのならば問題はない。

学校教育課長： この資料を使用して、昨年度末に発信した校内研修用の冊子に盛り込まれている、幼稚園から高校までの24事例を活用してもらうのが目的である。

斉藤委員： リーフレットもよくできている。小学校5・6年生と中学校2・3年生に配布するということだが、これまでも同じようにやってきたのか。

学校教育課長： 今回のリーフレットは、保護者と教員が共有できるように作成した。各小中学校には11月28日に発送したので、順次配布されていると思う。なお、小学校の4年生以下にも配布したいとの学校長の声もあり、要望があった学校にはデータも送っている。

齊藤委員： 小学校5・6年生は来年すぐに学力・学習状況調査があるので目先の問題であるが、家庭教育の意識付けをやっていくためには、小学校の低学年や中学校1年生にも家庭教育の大切さを伝えたい。できれば生活習慣のしつけも入っているので、幼稚園から伝えてはどうか。小学校5・6年生だけでは足りないので、もっと広い範囲に作成して配布してほしい。

金子委員： 私もリーフレットはよくできていると思う。画期的なのは、「一律に同じ課題ばかり出すのではなく、個々の習熟度に応じた家庭学習を工夫し」「学力調査結果を個人面談等で説明し、個々の学習目標を設定し」のように、「個々の」という視点が入ったことである。集団教育の良さもあるが、いろいろな子どもたちがいるので、個々の状況に応じて個々に寄り添うことが必要であることをこれまでも言い続けてきた。今回のことを契機に、もう少しきめ細かく、子どもたち一人ひとりを伸ばしていくために、個々に応じた家庭学習だけに頼るのではなく、授業の中でも個別に配慮した手法を取り入れてほしい。

学校教育課長： 金子委員の御意見は、「地域では」の項目の中でも「あいさつに一言加えると、一層笑顔がはずみます」としても取り入れさせていただいた。

金子委員： 「目標を明確にすること」「効果的な手法」、この2点が重要である。先生用の資料にも授業改善の視点が3項目にまとめられ、目的が明確化されている。特に「2 付けたい力に沿って効果的な手立てを仕掛ける」は、非常に重要である。現実に力を付けていくには効果的な手立てを工夫しなければいけない。一朝一夕でできることではないので、現場の先生には勉強してほしい。

高橋委員： リーフレットの「家庭では」の中に「学習に取り組む過程や姿勢をほめましょう」「テスト結果で、つい小言を言うことはありませんか」とあるが、このような文章が入ってきたことは非常に良いと思う。もっと広範囲に配布して、学級懇談会等でも活用してほしい。低学年の子ども用にも、部分的に取り出すことでこのリーフレットを活用できると思う。これを配って終わりではなく、保護者が読んで気持ちが変わっていかないと効果的な活用にはつながらない。その活用は現場の先生の努力にかかっているので、よろしく願いしたい。また、先生用の資料には「付けたい力」の語句が出てくるが、実際に子どもたち自身が学びたいことと一致していることが大事である。子どもたちに学びたいと思わせないと、教員が「これを覚えよう」と指導してもうまくいかない。そこを考慮しながら、「付けたい力」を確実に定着させてほしい。

溝口委員： リーフレットは外観も内容も分かりやすく充実している。特に良いと思うのは、全国学力・学習状況調査の点数を上げるのが目的ではなく、学力を上げるための取組が大切だとしている点である。それによって相乗効果が生まれる。狙いは、学習環境を家庭でも整えていくことであるが、生活改善をすることで学力向上とともに健康面も良好になっ

ていく。全国学力・学習状況調査の点数だけを上げようとするすると序列化につながる。ただ、個々の習熟度に応じた家庭学習のあり方が具体的に見えてこない。学校や授業では時間的にもやりにくい状況にあると思うので、総合教育センターを活用して家庭学習支援の施策を進めてほしい。秋田県では、パスワードとIDを保護者に示して活用できているようなので、静岡県でもネット環境とモチベーションさえあれば救われるような取組を発展させてほしい。

また、先生用の資料であるが、授業改善の視点の中に「押さえる」「仕掛ける」「確かめる」として論点がまとめられており、これが教員に行渡れば授業改善はできると思う。

委員 長： リーフレットが完成したことで、一つの仕事が終わった。これからやるべきことをまとめたので、後はどのように現場が動き出すかを見据えないといけない。金子委員の御意見にあったように、個々に対応していくことは大事なことである。ただ、先生が多忙化している状態で、どのように35人学級編制で一人ひとりに対応していくかという課題に、教育委員会が対策を出していかないと、言っただけで終わってしまう。個への対応については、例えば教材で工夫できる。教科書や改訂学習指導要領のような共通部分に対し、副教材は多様化しており、成績の良い子や理解がまだ不足している子など個に合わせた副教材を活用すればよい。

また、先月の移動教育委員会では、昔話「ウサギとカメ」に触れたが、そもそもウサギとカメは違うことをしていたのである。ウサギは競争であると認識して走ったのに対し、カメはゴールに着くことが目的であるため遅れても歩き続けた。これは短期目標と中長期目標と関連している。静岡県は国語Aで全国最下位となったので、まずは競争に勝つ必要がある。しかし競争だけではゴールが見えないので、瞬発力は出てくるが、努力し続ける目標が失われてしまう。昨日のニュースで、OECDの学力調査で日本の順位が上がったと報道されたが、一方で上位常連国のフィンランドは順位を落とした。これは、点数化された分かりやすい学力試験の競争だけでは、どこかで飽きてきてしまうということだ。人生の目標を考えさせ、意欲につながるような教育をしないと、来年は順位を上げて、「やればできるから」と油断してしまう。高橋委員の御意見に「子どもたちの意欲を持続させるためにどうするかを考えなければいけない」とあったが、やっている勉強が自分の将来の役に立つか分からないと、ゴールに向かって黙々と歩き続ける意欲は出てこない。今は「負けて悔しい」と、学力向上に向けて努力しているが、成果を出した後は人生の目標をいかに子どもたちに持たせるかが重要である。それは教科学習ではなく、キャリア教育を通じて目標を持たせ、生活に密着した教科によって子どもたちに学ぶ必要性を感じさせるようにすることである。一生勉強するようにさせるためには、勉強を好きにさせることであり、競争によって勉強嫌いにし

てしまっでは意味がない。

金子委員： 個々に寄り添う具体的な手立てであるが、机間巡視でノートをチェックすることである。授業の中で必ず机間巡視を行い、その際に「ここはこうしよう」「きれいにノートがまとめられている」など、一言声をかけ続けることが、子どもの意欲につながる。

委員 長： 「あれやれ」「これやれ」と先生が命令しても、子どもは動かない。先生が授業で話したことを、家に帰ってから確認して勉強したくなるような授業をしてほしい。

学校教育課長： 了解した。

委員 長： 本県では取組が進んでいることが分かった。また報告してほしい。他に異議はないか。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： 報告事項2を了承した。

### 報告事項3 「静岡県のケータイ・スマホルール」配布

委 員 長： 報告事項3頁「報告事項3 「静岡県のケータイ・スマホルール」配布」について山田社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 最近の子どもたちの生徒指導案件などを見ると、LINEなどスマホが事件の温床になっている。使い方を誤らなければ良いツールであるが、「ネチケツ」を身につけることや、ネットのルールを明確化することが大切である。ネット上の誹謗中傷などの書き込みは、その気になれば誰が書いたのか分かってしまう。「誰が書いたか分からないから大丈夫」と安易に考えている者も多いが、大人であれば訴訟をおこされることもあり、特定される怖さを子どものうちから知っておく必要がある。この「ルール」でぜひ徹底してほしい。なお、子ども目線で受け入れやすいイラストがあり、子どもは文字よりも絵で理解することが多いことがしっかりとらえられているので、効果的な活用をしてほしい。

高橋委員： 静岡大学の学生が作ったのか。

社会教育課長： デザインを担当していただいた。

高橋委員： 4コマ漫画は子どもの目線で、大人では描けないものである。また、小学校5年生に配布するということだが、ちょうどいい年頃だと思う。この「ルール」を子どもが読むことで、親も「気をつけよう」と感じるのではないか。

社会教育課長： この「ルール」の配布を、親子で話し合いをするきっかけにしてほしい。

斉藤委員： 小学校5年生だけに配るのではなく、小学生低学年から中学生まで配布して注意を呼びかける価値があると思う。私自身、保護者から「一

日中、スマホを手放さない」というスマホ依存症の相談を受けている。食事中も片手にスマホ、勉強部屋でも片手にはスマホでは、勉強ができるわけがない。携帯電話の利用時間が「1日2時間以上」は中学生で60パーセント、スマホの所有率も50パーセントである。この資料には「1 自分が特定されるような情報をネット上で公開しない」「3 ケータイ・スマホに依存した生活をしない」「4 ネットで知り合った人とは会わない」「5 友達を傷つける書き込みをしない」など、それぞれ良いことが書いてあるが、特に「3 ケータイ・スマホに依存した生活をしない」が親子の間で一番大切な契約だと思う。スマホの所有率はこの2年で50パーセントまで急増しており、約3倍になっているとのことで、あと2年間で100パーセントになるかもしれない。ただ、このことは学力向上との関係も深い。「LINEで返事をしなければならぬので、手放せない」と片手で勉強しても、学力は伸びない。生活環境への影響が問題であり、小学校5年生だけへの呼びかけでは足りないと思う。

溝口委員： 周囲の子どもを見ると、学童保育の年齢が過ぎると、家庭からの連絡の必要性もあって、小学校3年生から携帯電話を持たせる保護者が増えてきている。弱年齢化しているという意味では、もっと幼いときからルールを作るべきである。今回の反響を見て、小さい子向けのルールも作ってほしい。

斉藤委員： 以前、ある私立学校の先生と話をしたとき、「中等部・高等部では携帯電話の所持を禁止している」とのことであった。私立の全寮制だからできることかもしれないが、その先生は「イギリスなどでも子どもに携帯電話は持たせない」とも話していた。

委員長： 子どもを24時間縛ってしまう道具は、時代とともに次々に出てくる。昔は漫画やテレビが教育に良くないとされ、その後はテレビゲームが問題となった。ではどうするのか、ということだが、子どもの心を掴む道具から離す唯一の方法は、それよりも楽しいイベントを親・学校・地域で作りに出すことしかないと思う。「スマホを置いて、家族で海水浴へ行こう」「スマホを離して、お祭りに参加しよう」などのように、子どもたちの注意を惹きつける提案が求められている。魅力的な道具を「使うな」と言っても、効果はない。子どもにスマホを渡して子ども用のアプリで遊ばせて「スマホで遊んでいると子どもが静かでいい」と言う親もいる。今回の「ルール」は良い取組だが、家庭で親がいかに関わり合うかが大切である。親が子どもを放置したら、子どもが楽しい道具を手放さないのは当然である。

斉藤委員： PTAの会議などでも話題にして、この「ルール」を家庭で論議しないと、ただ配っただけでは効果はない。せっかくお金と労力をかけているので、しっかり活用してほしい。

高橋委員： 放課後児童クラブでも、迎えに来た親がスマホに没頭していることがある。子どもは挨拶しているのに、親は何も言わずに帰ってしまい、



子どもが後を追いかけていくこともある。「スマホを子どもに渡すと、子どもが静かになるから」とスマホを渡して、自分の時間を確保する親もいる。子どもにルールを教えることも大事だが、大人、特に親が携帯電話の使用について改めて考えないといけない。

溝口委員： レストランで子どもにスマホの動画を見せて静かな間に注文するなど、スマホを子育てに活用することはママ世代では一般的になっている。それが良いか悪いかではなく、スマホは一つの文明であり、テレビの使い方と同じで、どうやって共存していくかである。親が家庭で携帯電話を操作していれば、子どもは見ている。「親も子も食事中は携帯電話を使用しない」など、家族で話し合うきっかけにしてほしい。結局はスマホの使い方次第だと思う。

委員長： 道具が悪いのではなく、使う人間側の問題である。

社会教育課長： 学級懇談会や保護者対象の講座などの機会で、「ルール」の活用を図っていききたい。

委員長： 先日の移動教育委員会で、小学生に抱きつかれたり、頭の上によじ登られたりして、閉口したことがあった。それは家でやりたいことだが、やらせてもらえないので、親以外の大人に対してふざけるのだと思う。高橋委員から放課後児童クラブの話があったが、そこでも担当の先生にわざと乱暴に振る舞う子どもがいる。母親にやりたいが、母親がそれを拒絶するので、あえて先生が嫌がることをして怒られたくてじゃれているのである。やりたいことが家庭でできない子どもの状況を、我々が家庭に伝えないといけない。そうすることで携帯電話の問題も解決すると思う。

高橋委員： 「母親にやってもらったら？」と聞くと、どの子も「怒られるからできない」と答える。

委員長： 母親ができないのであれば、放課後児童クラブをもっと充実させて、自分の親ではなく他人と接する機会を増やして、それで情緒や子どもらしさを引き出すことが必要なのかもしれない。

溝口委員： メディアツールについて言うと、ママ世代の自分の経験として、子どもにユーチューブの動画を見せて、スマホをベビーシッター替わりにしてしまう。それが行き過ぎていないか見直す必要があるが、学童保育も同じことで、親が忙しくて学童保育の先生に頼りすぎていないか、親へ投げかけていかなければいけないと思う。

斉藤委員： その意味では、この「ルール」を作ったのは第一歩である。県の教育委員会がこの「ルール」を配ったとなると、「うちの子どもにはスマホを買い与えてしまって失敗した」と感じながら、子どもに言い出せない親もいる。学校からこの「ルール」が届いたことがきっかけとなって、家庭内でもルール作りができるかもしれない。

溝口委員： この「ルール」は親にもあてはまる。「6 有料サイトやゲームでの課金に気をつける」など、大人も意識しないといけない。

委員長： もう少し情報に関して感度を高めていく必要がある。現在、特定秘密

保護法案が議論されており、親の立場に当たる政府はなるべく情報を見せたくないわけだが、家庭でも親はネットを使うが子どもには見せたくない情報もある。子どもの立場から言えば「親は勝手だ」「自分で情報管理できる」と感じているかもしれない。親も良識ある態度で子どもに接してほしい。

金子委員： 幼稚園児から小学生・中学生・大学生と見てきているが、委員長の御指摘どおり、大学生になっても自立していない日本人は多い。幼稚園児は最初は警戒し、気を許すとべたべた接してくる。これは大学生にも当てはまる。幼稚園から社会に送り出すまでの教育は、個に寄り添うことである。先生方が日常において個に寄り添い、個々に声かけをすることはできる。子どもに「寂しい」「自分に注意を向けられていない」「認められていない」という思いがあっても、個に寄り添うことで払拭されていく。ヨーロッパでは心が自立できるよう、個人を長期間かけて育てて、社会に送り出す。個の視点に対する指導者の意識を変えていくことで、自尊心のある安定した人間ができる。これは学力にも連携してくることである。

委員 長： 個に寄り添って、個の責任を自覚させる。最近では記者会見で会社の重役がよく謝るが、会社組織として社会やお客に迷惑をかけたのであれば謝るが、社員が個人的に犯罪に関わった場合は社員個人の責任であり、社長がテレビカメラの前で謝罪することはない。それが民間の常識であるが、教育委員会では私的な生活上の不祥事でも教育長や関係課長が頭を下げるが、いかがなものか。個人で取らなければいけない責任と、組織が責任を負うべきことがきちんと分けられていない。そこが曖昧なために、日本は中途半端な幼稚園児のような社会になっているのではないかと思う。ただ、社会の慣例がそうなので、教育委員会では自分に関係がないことも謝罪している。組織の責任と個の責任を教え込んでいくべきであり、組織全体の責任だとなると、自分は悪くないように感じてしまう。

さて、他に異議はないか。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： 報告事項3を了承した。

#### 【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成 25 年度第 17 回教育委員会定例会を閉会とする。